

山梨県公募型プロポーザル方式事業者選定等委員会・
山梨県子どもの学習・生活支援事業事業者選定委員会運営要綱

(目的)

第1 この要綱は、山梨県附属機関の設置に関する条例（昭和60年山梨県条例第3号）及び山梨県附属機関の設置に関する条例施行規則（昭和60年山梨県規則第8号）に定めるもののほか、山梨県子どもの学習・生活支援事業を実施する事業者（以下「委託事業者」という。）を選定するにあたり、事業者の選定を厳正かつ公平に行うため「山梨県公募型プロポーザル方式事業者選定等委員会・山梨県子どもの学習・生活支援事業事業者選定委員会」（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

(掌握事務)

第2 委員会は、次に掲げる事項について、審議及び審査を行う。

- (1) 事業者の選考基準に関すること。
- (2) 事業者が提出する申込書及び企画提案書等の内容の評価及び事業者の決定に関すること。
- (3) その他知事が必要と認める事項に関すること。

(構成等)

第3 委員会は、次の職にある者からなる委員により構成する。

- (1) 子育て支援局次長
- (2) 子育て支援局子ども福祉課長
- (3) 町村の生活困窮者自立支援事業担当課長
- (4) 生活困窮者対策に関する有識者

2 委員の任期は、就任した年度の3月31日までとする。ただし、再任を妨げないものとする。

(委員長)

第4 委員会に委員長を置き、子育て支援局次長の職にある者が務める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会の会議の議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、子育て支援局子ども福祉課長がその職務を代理する。

(会議)

第5 委員長は、必要があると認めるときは、企画提案を行った事業者又は関係部局の職員など委員以外の者を委員会の会議に出席させ、意見を求めることができる。

- 2 委員長は、諸般の事情により委員の招集が困難と判断した場合、書面等により審議及び審査を行う。

(責務)

第6 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(庶務)

第7 委員会の庶務は、子育て支援局子ども福祉課において処理するものとする。

(その他)

第8 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月17日から施行する。

この要綱は、平成31年4月4日から施行する。

この要綱は、令和2年4月16日から施行する。